

お知らせ

市税等の延滞金及び還付加算金の割合が変更されました

市税等の延滞金及び還付加算金の割合については、地方税法の一部を改正する法律(平成11年法律第15号)により、当分の間、特例基準割合による特例が設けられています。

今回、特例基準割合の変更に伴い、1月1日から次のとおりとなりました。

	変更前 (%)	変更後 (%)
延滞金	4.7	4.5
還付加算金	4.7	4.5

※延滞金については、1か月間を経過したのち、14.6%となります。

※延滞金(納期限の翌日から1か月間)及び還付加算金の割合は、原則7.3%ですが、地方税法の特例により、特例基準割合は、前年11月30日経過時の商

業手形の基準割引率に年4%を加算したものの(平成20年11月30日経過時の商業手形の基準割引率は、0.5%)となつているため、4.5%となります。

肥満予防講演会を開催

おなか周りが気になる人や健診で指導された人など、ぜひ、ご参加ください。

●日時 2月19日(木) 13時30分～15時

※受付は13時

●場所 市役所7階大会議室

●講演 演題 楽しくメタボリック予防生活  
講師 萩裕美子氏(鹿屋体育大学教授)

●入場料 無料

※当日は、希望者に相談会や体脂肪・腹囲測定を行います。

市健康増進課

☎0994-41-2110

住所変更の届出は必ず行ってください

住民登録とは、氏名・生年月日・性別・住所・世帯主との続柄などを記録しているもので、国民健康保険・国民年金・児童手当など各種行政サービスを受けるための基礎となる重要なものです。

確実に行政サービスを受けるために、住所を移した場合は、速やかに住所変更の届出をしてください。

なお、速やかな手続きをしなかった場合、住民登録が抹消となることがありますので、ご注意ください。

詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】

市民課(1階①番窓口)  
☎0994-31-1114

「心の健康づくり」シンポジウム in KANOYA A を開催

鹿児島県では年間約500人が自ら命を絶っており、全国9位と高い水準にあります。なかでも大隅半島は自殺率の高い地域の一つです。



●参加料 無料

●会場 鹿屋商工会議所大ホール  
●日時 2月21日(土) 14時～16時

●お問い合わせ  
鹿屋・肝属地域産業保健センター  
☎0994-40-5441

近年の自殺者の傾向は、働き盛りの中高年男性が占める割合が大きく、倒産やリストラ等の経済問題や健康問題がその主要因となっています。

自殺やその背景にある心の健康づくりの重要性や意義、ストレスへの柔軟な対応の仕方、医療の適切な活用、各種相談窓口の利用方法などの情報を得るための良い機会となりますので、ぜひ、ご参加ください。

振動規制法・悪臭防止法に基づく規制地域が変更になりました

平成21年1月1日より、振動規制法・悪臭防止法に基づく規制地域が変更になりました。今回新たに規制地域となった事業所で振動に係る特定施設を設置している場合は、特定施設使用届出書を提出してください。詳しくは、市役所前掲示板の告示文又は市ホームページをご覧ください。

●規制地域(詳細な規制地域図については、市生活環境課で縦覧できます)

	規制地域	
	平成20年12月31日まで	平成21年1月1日より
振動規制法(第3条第1項)	高隈の一部を除く全域	鹿屋市全域
悪臭防止法(第3条)	旧吾平町の一部を除く全域	鹿屋市全域

●振動に基づく特定施設

種別	規模	
金属加工機械	イ 液圧プレス	—
	ロ 機械プレス	—
	ハ せん断機	原動機定格出力1kW以上
	ニ 鍛造機	—
ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機定格出力37.5kW以上	
圧縮機	原動機定格出力7.5kW以上	

※これはあくまでも一例です。特定施設は市ホームページでご確認ください。

【問い合わせ】市生活環境課 ☎0994-31-1115

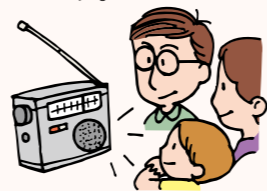
鹿屋市ラジオ広報番組のお知らせ ～かのや市政インフォメーション～

市では、市の施策、イベント情報、お知らせ等を紹介するラジオ広報番組を放送しています。ぜひ、お聴きください。

●放送局 = FMかのや (FM77.2MHz)  
FMきもつき (FM80.2MHz)  
FM志布志 (FM78.1MHz)

●放送日 = 毎週月曜日から金曜日  
※祝日と年末年始は除く

●放送時間 = おおむね8時5分～  
※再放送は、おおむね16時5分～



【問い合わせ】市秘書広報課(3階) ☎0994-31-1123

パブリックコメント(意見公募手続き)を実施します

市では、重要な計画や条例等を策定しようとする際に、その案(目的や内容など)を公表して、市民の皆さんから意見を聴く、意見公募手続(パブリックコメント)制度を設けています。

この制度に基づき、「かのや男女共同参画プラン(素案)」について、パブリックコメントを実施します。多数のご意見をお待ちしています。

●計画案の名称

「かのや男女共同参画プラン(素案)」

●計画案の目的

男女が性別にかかわらず、互いにその人権を尊重し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のため

●意見を提出できる人

市内に居住している人や市内に勤務している人

●閲覧方法

①市民活動推進課、情報公開室、各総合支所市民生活課、各出張所、各サービスコーナーで閲覧できます。

※閲覧時間 = 平日8時30分～17時

②市ホームページからも閲覧又はダウンロードできます。

●閲覧及び意見公募期間

2月2日(月)～3月3日(火)

●意見の提出方法

意見提出用紙に必要事項を記入し、直接持参、郵送、FAX又はEメールで提出してください。  
※意見提出用紙は、各閲覧場所に置いてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。



【問い合わせ・提出先】

〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号 市民活動推進課 男女共同参画推進室(5階)  
☎0994-31-1147 FAX0994-40-3003 Eメール danjyo@e-kanoya.net